○財務省・農林水産省告示第十四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・三五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省・国土交通省告示第一号

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）第七条第三項の規定に基づき、指定法人から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十八日

文部科学大臣　下村　博文
国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定法人の名称　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第千百七十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分一厘」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百八十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

「年五毛」を「年二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百八十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分一厘」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百八十二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条第三項の規定に基づき、社団法人米穀安定供給確保支援機構からその名称についての変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

変更後	変更前
公益社団法人全国農地保有合理化協会	社団法人全国農地保有合理化協会

○農林水産省告示第千百八十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の二第三項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率について、平成二十五年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

変更する農地保有合理化支援法人の名称

変更後	変更前
公益社団法人全国農地保有合理化協会	社団法人全国農地保有合理化協会

○農林水産省告示第千百八十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第22556号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Ageratum L.
4　登録品種の名称　アガデフト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成22年7月21日

1　品種登録の番号　第22557号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus unshiu Marcow.
4　登録品種の名称　上村早生（かみむらわせ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
高知県
高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
土佐香美農業協同組合
7　出願公表の年月日　平成23年8月19日

1　品種登録の番号　第22558号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus unshiu Marcow.
4　登録品種の名称　蕪岡早生（かぶおかわせ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
蕪岡武春
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐530―2
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

1　品種登録の番号　第22559号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Echinochloa esculenta (A. Braun) H. Scholz
4　登録品種の名称　ゆめさきよ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
国立大学法人岩手大学
岩手県盛岡市上田三丁目18番8号
7　出願公表の年月日　平成23年6月28日

1　品種登録の番号　第22560号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　TERUHIKO RED
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
有限会社モリヒロ園芸
香川県観音寺市高屋町942
7　出願公表の年月日　平成24年8月21日

1　品種登録の番号　第22561号
2　品種登録の年月日　平成25年4月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch